

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月17日  
大学共同利用機関法人  
高エネルギー加速器研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約に係る取組をまとめたので公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進体制の整備等に向けた検討を開始した。

2. 環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための体制として、機構の「環境物品等の調達推進を図るための方針」に基づき設置された「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構におけるグリーン調達推進体制」を活用することで検討を開始した。
- ESCO事業については、該当施設等の調査を実施し、事業導入の可能性の検討を開始した。
- 環境省主催の環境配慮契約法全国説明会に参加し、情報収集を行うとともに、関係部署に環境配慮契約に関する周知を行った。